

マイナンバー（社会保障・税番号） 制度が始まります

企画課情報広報係【☎ 028(677)6099】

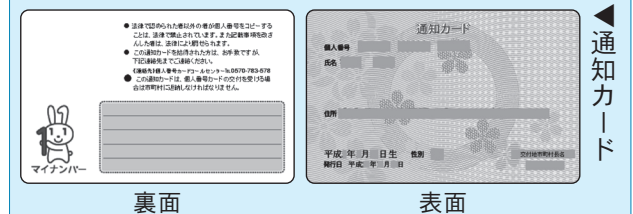
マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。
マイナンバーは、生涯にわたって使うものです。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、変更されませんので、大切にしてください。

今年10月以降 マイナンバーの通知が届きます

今年10月以降、住民票を有するすべての人（住民票がある外国人を含む）に、1人1つのマイナンバー（個人番号）が通知されます。マイナンバーの通知は、住民票に記載された世帯ごとに、簡易書留で届きます。通知には次の3点が入っています。

- マイナンバーの「通知カード」
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- 説明書

※マイナンバーの通知は、郵便局に転居届を提出していても、転送されません。今のお住まいと住民票の住所が異なる方は、お住まいの市町村に住民票の異動をお願いします。



通知カードは
大切な書類です。
しっかり保管してね!



通知カードが届いたら、 個人番号カードを申請しよう

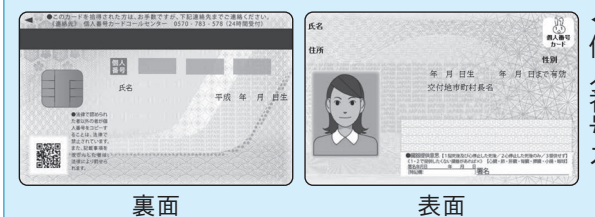
個人番号カードは、無料で取得でき、本人確認に利用できる公的身分証明書です。
申請方法は、主に2通りあります。

① 郵送で申請
個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ

② オンラインで申請
デジタルカメラまたはスマートフォンで顔写真を撮影し、申請用ウェブサイトから申請

個人番号カードを受け取る際は、次の3点が必要となります。

- 「通知カード」
- 個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書（はがき）」
- 運転免許証などの本人確認書類



平成28年1月～ マイナンバーの利用が始まります

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きで、マイナンバーが必要になります。

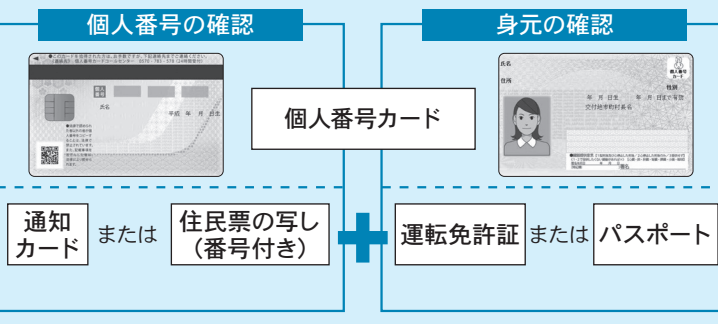
例えば、次のような場面で使います。

- 年金の受給
- 健康保険の資格取得
- 児童手当の現況届
- 奨学金や就学支援金の申請
- 確定申告
- 勤務先やアルバイト先に報告



役場、税務署、
勤務先など

マイナンバーを記載した書類を提出する際は、通知カードなど、番号が正しいことを確認するための書類の提示も求められます。通知カードだけでは、法律上義務付けられている本人確認は完了できないため、運転免許証などの書類を用意する必要があります。個人番号カードなら、マイナンバーが記載され顔写真も掲載されているので、本人確認が1枚で完了します。



平成28年1月末～ 証明書のコンビニ交付サービス が始まります

個人番号カードを利用することにより、住民票の写しや印鑑登録証明書を、全国のコンビニエンスストアで取得できるようになります。サービス開始は平成28年1月末の予定です。

☆全国のセブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート、セーブオンで取得可能
☆6時30分から23時まで、土日祝日も対応
※12月29日～1月3日

を除く
☆マルチコピー機に個人番号カードをかざすだけで、申請書は記入不要
※役場の証明書自動交付機は、平成28年1月から使用できなくなりますので、ご注意ください。

